

**西宮市民設放課後児童クラブ
整備・運営事業者 募集要項**

令和5年6月

**西宮市こども支援局子育て支援部
育成センター課**

目次

1	募集の趣旨	2
2	注意事項	2
3	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の概要.....	2
4	応募要件等	4
5	選考の方法等	5
6	スケジュール	6
7	提出資料及び提案内容	7
8	民設放課後児童クラブ施設の設置等に関する条件.....	8
9	民設放課後児童クラブの運営に関する条件.....	9
10	補助金	12
11	その他	18
12	事務局（応募書類提出先等）	19

1 募集の趣旨

西宮市の放課後児童クラブは、現在、市内41小学校区において、留守家庭児童育成センター（以下「育成センター」という。）という名称で、公設民営にて開設しています。近年、共働き世帯の増加に伴い保育需要が急増し、育成センターの利用申込者についても増加の一途をたどっています。これまでも育成センターの新規開設や定員の弾力運用等により定員拡大を図ってきましたが、現状においても施設は不足していることから、利用者の増加や多様なニーズに対応するため、今後定員を超えることが予測される地域を対象に、西宮市の補助を受けて民設放課後児童クラブの整備等を行う事業者（以下「事業者」という。）を広く公募します。民設放課後児童クラブを運営する意欲のある法人の応募を期待します。

2 注意事項

「子ども・子育て支援新制度」「放課後児童クラブ運営指針」に基づき、現行の育成センターと同等程度の基準を確保する必要があるため、民設放課後児童クラブの施設整備や運営にあたっては「西宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を必ず遵守した上で「西宮市立留守家庭児童育成センター条例」及び「西宮市立留守家庭児童育成センター条例施行規則」に準じて事業実施や計画等を作成してください。

3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の概要

（1）事業の目的

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に在学している児童に対し、放課後等に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るものとする。

（2）事業の内容

ア 児童の保育に関する業務

放課後の時間帯において保護者の代わりに家庭的な補完をしながら生活の場を提供し、遊び及び生活を通して児童の健全育成を図ることを目的として次の業務を実施する。

- （ア） 児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定に係る業務
- （イ） 児童への基本的生活習慣の確立に向けた指導
- （ウ） 遊びや体験を通じ自主性、社会性及び創造性を培う活動
- （エ） 保護者への連絡、支援及び連携
 - a おたより、連絡帳等を活用して、家庭との連絡を行うこと。また、保護者会等を開催し、必要に応じて個人面談を行い、児童の生活を保護者に伝え相互理解を深めるように努めること。
 - b 保護者との確認をもとに、必要とする児童には宿題ができる環境を整える等の配慮をすること。
- （オ） 民設放課後児童クラブ以外の児童や地域住民との交流活動
- （カ） 指導内容に関する情報の共有
- （キ） 学校との連絡及び調整、地域の関係団体等との連絡及び調整
- （ク） 支援員等の研修（応急処置、衛生管理並びに防災、防火対策及び防犯対策等）
- （ケ） 行事や活動の企画と記録

(コ) 事務（記録やおたより等の作成、提出物の点検及び会計事務等）

(サ) 清掃、衛生管理、安全点検、片付け等

イ 児童の健全育成を図るための事業に関する業務

児童の健全育成を図るため、児童の状況や地域環境、支援員等の技能等を考慮の上、次に例示する活動を実施する。

児童自ら進んで行う自由遊び、集団遊び、グループ活動、制作物の作成、遊びの伝承、読み聞かせや読書活動、劇遊びや表現活動、スポーツ、季節行事や伝統行事、食育活動、飼育や栽培の活動、表現や鑑賞の活動、遠足やクラブ外での活動 等

(3) 対象児童及び定員

対象は、西宮市内在住での小学校等に就学している1年生から4年生まで（ただし、事業者と保護者との協議の上、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている児童並びに通学している小学校等で特別支援学級に在籍している児童については、6年生までを対象とすることができる。）で、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とする。

ただし、障害のある児童の場合、入所について西宮市と協議の上受け入れること。

定員は概ね40人以下とする。

(4) 募集数及び地域

<募集数>

2箇所程度

※審査の結果、適当と認められる提案がない場合は、2箇所未満の選定、もしくは「選定なし」となる場合がある。

<募集地域>

育成センターの利用者の増加等により育成センターの待機児童が特に見込まれる下記の地域（それに伴って4年生受入が困難となっている地域含む）

ア 樋ノ口小学校区

令和5年5月1日時点で40名の育成センターの待機児童が発生しており、低学年も多数待機となっている。また、近隣の民設放課後児童クラブも利用定員をほぼ満たしている状況である。さらに、今後の利用児童数の動向から、育成センターの待機児童数は今後も増加の見込みである。

イ 上ヶ原南小学校区

令和5年5月1日時点で16名の育成センターの待機児童が発生しており、低学年も多数待機となっている。また、近隣の民設放課後児童クラブも利用定員をほぼ満たしている状況である。さらに、今後の利用児童数の動向から、育成センターの待機児童数は今後も増加の見込みである。

※校区外の児童を受け入れる場合は、小学校から開設する民設放課後児童クラブとの間の送迎を行う（小学校の休業日は除く）こと。

(5) 開所時期 令和6年4月1日 (厳守)

4 応募要件等

(1) 応募対象者

次号の応募資格を全て満たす法人

(2) 応募資格

ア 民設放課後児童クラブの運営を希望する者で、かつ、次の要件を満たすものである。

(ア) 児童福祉法、社会福祉法、子ども・子育て支援法等を熟知し、放課後児童健全育成事業に熱意と理解を持ち、保育の質の向上を常に視野に入れながら、民設放課後児童クラブ運営を適切に行う能力を有すること

(イ) 西宮市の育成センターをよく理解し、積極的に協力すること

(ウ) 資金計画及び事業計画が適正であること

(エ) 直近の会計年度において、3期以上連続して純損失を計上していないこと。

(オ) 過去3年間（過去3年間実施されていない場合は直近）に実施された自治体等の指導監査等で文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合でも適正な改善報告がされており、同様の指摘を複数回受けていないなど、今後適正に法人運営、施設運営がなされる見込みであると認められる際には対象とする。

(カ) 民設放課後児童クラブの運営にあたって、不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと

イ 法人若しくは法人の代表者及び役員（それぞれ就任予定者を含む）が次の各号のいずれにも該当する者でないこと。

(ア) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている

(イ) 国税又は地方税を滞納している

(ウ) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に相当する者

(エ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、西宮市における一般競争入札の参加を制限されている

(オ) 西宮市の市議会議員が地方自治法第92条の2に規定する役員等に相当する者（西宮市の市議会議員が当該団体の無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人である場合）

(カ) 市長又は副市長が地方自治法第142条に規定する役員等に相当する者（市長又は副市長が当該団体の無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人である場合（当該団体に対して西宮市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している場合を除く））

(キ) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者

ウ 事業実施施設の確保が確実に見込まれること。土地・建物の取得又は賃借を予定している場合は、応募時点で取得又は賃借が確実に見込まれる根拠として賃貸借確約書等を提出すること。ただし、応募受付期間に提出できない場合、西宮市の補助を受けて整備等を行う民設放課後児童クラブ候補施設（以下「補助対象候補施設」という。）の選定通知日から30日以内に提出すること。

エ 財務内容が適正であること。

オ 同一の応募者による複数（最大2施設）の応募は可能とする。ただし、複数の応募が採択された場合は、全て事業化すること。

(3) 欠格事項

ア 応募者が次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外する。

- (ア) 1箇所の募集地域に対し、複数の提案書類を提出した場合
- (イ) 当募集要項に定める応募資格や条件等に反する内容で応募した場合
- (ウ) 応募者及び応募者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合
- (エ) 応募書類に虚偽の記載があった場合
- (オ) その他不正な行為があった場合

5 選考の方法等

※P.6 図「選考の流れ」参照

(1) 補助対象候補施設の選定

西宮市民設放課後児童健全育成事業実施法人等審査会（以下「審査会」という。）において、書類審査及びプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、補助対象候補施設を選定します。プレゼンテーション及びヒアリングの実施日時等については、受付後に応募者へ追って連絡します。また、審査会での審査にあたり、西宮市が応募者へ質問する場合があります。

(2) 補助対象施設の決定

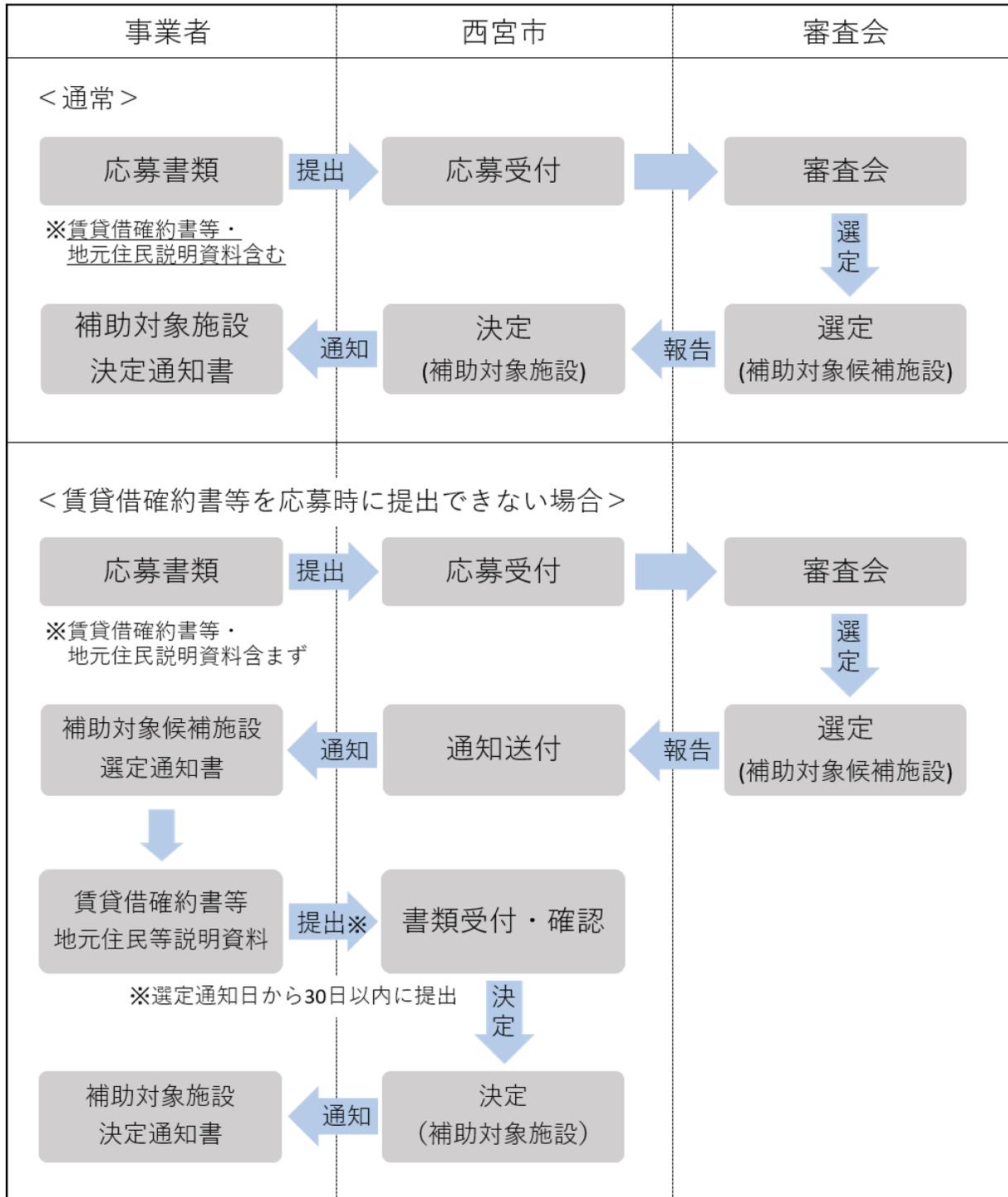
審査会において補助対象候補施設の選定後、西宮市の補助を受けて民設放課後児童クラブの整備等を行う民設放課後児童クラブ施設（以下「補助対象施設」という。）として西宮市が決定します。

なお、応募受付期間に事業実施施設の確保が確実に見込まれる根拠資料（賃貸借確約書等）・地元住民等説明資料の提出が未だであった場合、その提出をまって決定します。ただし、補助対象候補施設の選定通知日から30日以内に提出が無かった場合、当該補助対象候補施設を選定から取り消すこととします。

(3) 選考結果と公表

選考結果は応募者に文書で通知します。電話等による審査結果や審査内容にかかる問い合わせには応じません。審査の結果、2箇所未満の選定もしくは「該当なし」とする場合があります。決定事業者の法人名等については公表を行います。

選考の流れ



6 スケジュール

令和5年6月12日～8月16日	質問受付期間
令和5年8月21日～8月31日	募集受付期間
令和5年9月～10月	審査会・選考
令和5年11月	補助対象事業者の決定
～令和6年3月	開設準備、利用者募集等
令和6年4月1日	運営開始

7 提出資料及び提案内容

(1) 提出資料は、別紙 1 提出書類一覧に掲げたとおりとする。ただし、既存施設をそのまま活用する場合、自己資金のみで施設整備を行う場合等で、施設整備に係る補助金を利用しない予定であれば、様式 2 の書類を省略できる。

(2) 提案内容等は、次の項目とする。(様式 3)

ア 応募した動機について

応募した動機及び施設の特徴や工夫点、その他アピールポイントがあれば記述してください。

イ 民設放課後児童クラブの基本理念及び運営方針について

ウ 保育内容について

1 日の流れや年間カリキュラム等を具体的に記載してください。

エ 児童の健康管理について

日々の児童の健康管理をどのように行うのか、アレルギーのある児童へどのように対応するのか等、具体的に記載してください。

オ サービスの向上について

保護者との信頼関係を築くための取り組み等について記載してください。

また、学校・地域等との連携、協力について、どのように取り組むか具体的に提案してください。

カ 登所降所時の安全確保について

学校から民設放課後児童クラブまでの安全確保（送迎含む）についてどのように取り組むか具体的に提案してください。

キ 運営体制について

保育の実施体制について、組織体制や職員配置計画を具体的に記述してください。また職員の雇用、人材確保等に関する考え方を提案してください。

ク 自主事業（通常保育以外の市規定外の事業）の予定について

自主事業の予定がありましたら、その取り組み内容について具体的に記述してください。

ケ 事業実施施設について

事業実施施設の選定理由、事業実施施設の確保の状況、防火及び防犯対策、事業実施施設へのアクセス（小学校からの徒歩時間等）を具体的に記述してください。

8 民設放課後児童クラブ施設の設置等に関する条件

(1) 施設の設置場所は、募集地域の小学校区内とすること。選定に際して必要な児童が広く利用できるとともに、送迎において小学校の周辺や保護者のお迎え等の利便性が高い場所等、その事業特性を十分考慮した上、将来的に継続した運営が可能となるようニーズが見込まれる場所とすること。

また、開設する小学校区以外の児童が入所を希望する場合は当該児童が在籍する小学校から開設する民設放課後児童クラブとの間の送迎を行う（小学校の休業日は除く）こと。ただし、民設放課後児童クラブから校区外の児童の自宅への送迎については、必須ではない。

(2) 事業者自らが所有又は賃貸する物件において運営を行うこと。ただし、賃貸物件の所有者又は貸主が事業者の役員（役員の配偶者、親子、兄弟姉妹を含む。）、寄附者等特別の関係のある場合には、賃料について近隣の同等程度の物件の賃料と比較して、同程度であると確認できること。

(3) 施設は事業者が確保するものとし、建物は事業者が令和5年度中に整備し、令和6年4月1日に確実に開所するよう進めること。開所前のスケジュールは「事業実施までのスケジュール（様式5）」で示すこと。

(4) 施設は、建築基準法の新耐震基準を満たしていること。施設が昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工している場合は、耐震調査を実施し問題が無いもの又は耐震補強済みのものであること。

(5) 建築基準法、消防法、その他関係法令の要件を遵守していること（検査済証又は建築基準法に係る台帳（建築物）記載事項証明（検査済証交付年月日が記載されているもの）を添付すること）。

※検査済証がない場合：「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン（平成26年7月2日 国住指第1137号）」に則った指定確認検査機関による適合状況調査の結果、適法に施工済みであることが確認できる書類を添付すること。

※相談窓口については、P.20【参考】各関係法令の担当課等」参照

放課後児童健全育成事業のみならず、自主事業（通常保育以外の市規定外の事業）の実施にあたって必要な手続き等が無いかについても明らかにすること。

(6) 保育室、静養室、流し台、手洗い場、児童用トイレ、児童用ロッカーの設備を設けるとともに、維持のために必要な施設、設備の修繕や保守点検を行うこと。

(7) 保育室の面積は、児童1人につき、概ね1.65㎡以上あること。

(8) 保育室が静養室、トイレと区画されていること。

(9) 児童の保健衛生上必要な日照、採光及び換気等に十分配慮された建物であること。

(10) 消火器等の消防設備が設けられていること。また、防火・防犯の観点から、二方向避難経路を確保できる施設が望ましい。

(11) 地震時の大型家具等の転倒防止措置を講じる等、児童の安全確保の配慮がされていること。

(12) その他、西宮市が制定する「西宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」における基準を満たすこと。

(13) 設置計画が周辺住民に理解されるよう、施設整備の計画や運営等（送迎時の安全対策や渋滞対策も含む）について十分に検討し、応募までに周辺自治会会長等に事前説明を行

- い、意見を聴取すること（議事録等、周辺自治会会長や地元住民等への説明内容を示す書類を添付すること）。なお、集合住宅・テナントビル等にて事業を実施する場合は、同階利用者の他、上下階利用者を対象に説明等を行うこと。ただし、事業実施施設の確保が確実に見込まれる根拠資料（賃貸借確約書等）が応募受付期間に提出できない場合、地元住民等説明資料は補助対象候補施設の選定通知日から30日以内での提出とすることができる。
- (14) 土地や建築に関する関係法令等を満たし、必要な許認可が確実に得られる見込みであるものとし、西宮市又は関係機関の所管課等に確認の上、実現可能な改修計画書として提出すること。
- (15) 施設の整備に要する諸費用（用地の確保に要する費用、調査、測量、設計、外構・付帯工事、給水装置の新設等の分担金他一切を含む）は事業者の負担とすること。
- (16) 同一施設内で他の事業を複合的に行う場合、放課後児童健全育成事業を行う場所と明確に区分けをすること。

9 民設放課後児童クラブの運営に関する条件

- (1) 民設放課後児童クラブの定員は、概ね40人以下とする。
- (2) 管理者及び職員配置
- ア 民設放課後児童クラブを管理する者（管理者）を配置すること。
- イ 放課後児童支援員の数は、クラブごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができるが、その場合においても、開所時間を通じて放課後児童支援員を1人以上配置されていなければならない。
- (3) 放課後児童支援員の資格要件
- 以下のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものの。
- ア 保育士、教諭、社会福祉士の資格を有する者
- イ 大学、大学院において社会福祉学、心理学等を専修・専攻した卒業生
- ウ 高等学校を卒業し、放課後児童健全育成事業に2年以上従事したもの
- エ その他 ※「西宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」第10条を確認すること
- (4) 開所日
- 以下に掲げる日を除く開設する小学校区の育成センターの開所日に準ずること。
- （日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日及び1月2日、3日並びに12月29日から12月31日）
- (5) 開所時間
- 以下に掲げる育成センターの開所時間に準ずること。

小学校の授業日	放課後～19:00（17:00～延長保育）
小学校の休業日	8:00～19:00（17:00～延長保育。ただし、土曜日は延長保育無・日祝は閉所）

- (6) 自主事業（通常保育以外の市規定外の事業）
- 多様な市民ニーズに応えるために、育成センターでは提供していない付加的サービス（※）や放課後児童健全育成事業に含まれない多様な活動（※）については、自主事業（事業者が独自に提供する通常保育以外の市規定外の事業）として提案が可能であり、積極的に行うこと。なお自主事業は補助対象外だが、西宮市と別途協議のうえ別途費用徴収は可能（後述の

「10 補助金」内の「運営等事業費補助金の交付対象の時間帯について」の項目の内容を留意のうえ自主事業を実施すること。

また放課後児童健全育成事業に含まれない塾やスポーツクラブ、習い事活動等の自主事業を主たる目的とする内容では応募できません。

※自主事業として挙げられる付加的サービス及び活動の例

◆育成センターでは提供していない付加的サービス

19時以降の延長保育、日曜日等の開所、民設放課後児童クラブから自宅等への送迎等

◆放課後児童健全育成事業に含まれない多様な活動

英会話・ダンスなどの習い事活動等

◆その他

長期休業期間中の昼食の提供

(7) その他

ア 民設放課後児童クラブの入所募集及び入所決定は、西宮市と協議の上、事業者が募集し入所決定すること（育成センターでは「西宮市立留守家庭児童育成センターの利用に関する事務取扱要綱」に基づき利用審査を行っていますので参考下さい）。

イ 必要な医薬品、医療品を常備すること。また、医療機関との連携を図ること。

ウ 保護者との交流を図り、保護者の意見を踏まえた民設放課後児童クラブの運営に努めること。また毎年度保護者アンケートを実施し、結果を保護者と共有するとともに西宮市へ提出すること。

エ 学校・地域・行政等との連携を図ること。

オ 支援員等の資質向上に向けて、職員研修を積極的に実施すること。

カ 児童を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等の必要な損害保険に加入すること。特に送迎時にも対象となる保険に加入すること。

キ 小学校からの民設放課後児童クラブまでの児童の送迎については、安全を確保し実施すること。なお1年生の入学当初の送迎については、校区内であっても徒歩送迎を行う等、安全の確保に特に配慮すること。

ク 利用者の募集は事業者が主体となり、待機児童が少ない場合であっても魅力的な自主事業の展開等で自律的に利用者の確保を行うこと。

ケ 保育料は、西宮市が定めた育成料と同額（減免制度あり）を事業者で徴収し運営経費に充当すること。なお減免にあたっては、保護者に対して減免申請書類の添付資料として「西宮市民設放課後児童クラブ保育料区分証明書」を求める必要があるが、西宮市への同証明書の交付申請について保護者に案内すること。また、おやつ代についても事業者で徴収するが、運営経費と別に会計を行うこと。

コ 運営経費については、その一部を補助する。

サ 原則として、西宮市があらかじめ認めた費用以外の費用負担を保護者に求めないこと。ただし、自主事業（通常保育以外の市規定外の事業）の保護者負担は、この限りではない。

シ 個人情報の取り扱いは、個人情報保護法に基づくものとし、また、民設放課後児童クラブを運営する上で知り得た内容等は守秘義務を守ること。

(8) 施設等の転用について

施設整備事業費補助金、賃借料補助金を受けた事業者は、施設等を民設放課後児童クラブの目的以外に使用しないこと。ただし、市規定外の時間かつ民設放課後児童クラブの運営に

支障がない場合は、この限りでない。

(9) 放課後児童健全育成事業が困難になった場合の措置について

- ア 放課後児童健全育成事業を10年間以上継続実施すること。ただし、育成センターの待機児童が著しく減少し、(7)クに努めたが利用児童数が低迷した場合等でやむを得ないと西宮市長が認めた場合は、この限りではない。
- イ 事業者は、事業の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに西宮市に報告しなければならない。
- ウ 事業者の責めに帰すべき事由により適正な事業運営が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合は、西宮市は、事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、西宮市は、事業者の補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- エ 事業者が西宮市の指示に従わないときや、事業者の財政状況が著しく悪化する等、事業の継続が困難と認められる場合は、西宮市は、事業者の補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- オ 前記ウ又はエにより事業者の補助金交付決定が取消され、西宮市に事業者の債務不履行による損害が生じた場合には、事業者は賠償の責めを負うこととなる。
- カ 西宮市又は事業者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合には、西宮市と事業者は、放課後児童健全育成事業継続の可否について協議することとする。

10 補助金

(1) 補助金の概要

民設放課後児童クラブ事業に係る補助金は、以下の2項目である。

A 民設放課後児童クラブ施設整備事業費補助金

民設放課後児童クラブの開設準備に係る施設改修、備品購入等に関する補助金

B 民設放課後児童クラブ運営等事業費補助金

民設放課後児童クラブの運営に関する補助金

※A 民設放課後児童クラブ施設整備事業費補助金を利用せず、B 民設放課後児童クラブ運営等事業費補助金のみを利用することも可能。

ただし、西宮市民設放課後児童クラブ運営事業者の募集に対して応募し、西宮市放課後児童健全育成事業実施法人等審査会の審査を受け、補助対象事業者として決定される必要がある

※上記の補助金の額については、令和5年3月31日現在の金額であり、今後の子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）の改定や西宮市予算状況等により金額が変更となる場合があるため留意すること。

※B 民設放課後児童クラブ運営等事業費補助金は放課後児童健全育成事業にかかる部分に交付する（前述の自主事業にかかる経費は補助対象外）。

(2) 補助金の交付対象者

補助対象事業者として決定された法人

(3) 補助金の詳細

A 民設放課後児童クラブ施設整備事業費補助金（開設準備に係る補助金）

ア 補助基準額

補助事業	対象経費	補助基準額	支払予定
開設準備補助事業 (Ⅰ)	放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる民家・アパート等既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費 (建物改修費、備品購入費、礼金等)	12,600,000 円	事業者が施設整備に係る支払完了後
開設準備補助事業 (Ⅱ)	放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる民家・アパート等既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入に必要な経費 (建物改修費、備品購入費等（礼金・賃借料（開所前月分）は除く）)	12,000,000 円	
開設準備補助事業 (Ⅲ)	放課後児童健全育成事業を新たに幼稚園、認定こども園等において実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業 (設備整備費、備品購入費等)	5,000,000 円	
開設準備補助事業 (Ⅳ)	放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費 (設備整備費、備品購入費、礼金等)	1,600,000 円	
開設準備補助事業 (Ⅴ)	放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入に必要な経費 (設備整備費、備品購入費等（礼金・賃借料（開所前月分）を除く）)	1,000,000 円	

※児童一人当たり専用スペースを概ね1.65㎡確保すること。なお、児童一人あたりの専用スペースとは、共用スペースを除く、放課後児童健全育成事業実施のための専用スペースを定員数で除した面積とする

イ 施設改修、備品購入補助等における注意事項

(ア) 補助金交付決定前に契約又は実施している施設の改修や、備品の購入費用、修繕費用等については、補助の対象とはならない。

(イ) 施設改修において、事前協議をしていない場合は、補助金の交付はできない。

(ウ) 西宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める基準に該当しない施設においては、補助金の交付はできない。

B 民設放課後児童クラブ運営等事業費補助金（運営等に係る事業補助金）

ア 補助基準額

補助事業	補助基準額	補助対象経費
基本運営補助事業	<p>ア 基本運営補助額</p> <p>(ア) 児童の数が 1～9 人 $(2,553,000 \text{ 円} - (19 \text{ 人} - \text{支援の単位を構成する児童の数}) \times 29,000 \text{ 円}) + 2,000,000 \text{ 円}$</p> <p>(イ) 児童の数が 10～19 人 $(3,612,500 \text{ 円} - (19 \text{ 人} - \text{支援の単位を構成する児童の数}) \times 29,000 \text{ 円}) + 2,000,000 \text{ 円}$</p> <p>(ウ) 児童の数が 20～35 人 $(4,672,000 \text{ 円} - (36 \text{ 人} - \text{支援の単位を構成する児童の数}) \times 26,000 \text{ 円}) + 2,000,000 \text{ 円}$</p> <p>(エ) 児童の数が 36～44 人 6,672,000 円</p> <p>イ 開所日数加算額 $(\text{年間開所日数} - 250 \text{ 日}) \times 19,000 \text{ 円}$ (1 日 8 時間以上開所する場合)</p> <p>ウ 平日長時間開所加算額 (1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超えて開所する場合) $「1 \text{ 日 } 6 \text{ 時間を超え、かつ } 18 \text{ 時を超える時間}」 \text{ の年間平均時間数} \times 406,000 \text{ 円}$</p> <p>エ 長期休暇長時間開所加算額 (1 日 8 時間を超えて開所する場合) $「1 \text{ 日 } 8 \text{ 時間を超える時間}」 \text{ の年間平均時間} \times 183,000 \text{ 円}$</p>	「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発第 0521 第 5 号厚生労働省雇用均等児童家庭局長依名通知（以下「局長通知」という。））の別紙に定める「放課後児童健全育成事業」の実施に必要な経費（飲食物費を除く）
障害加配補助事業 (I)	<p>2 人以下の障害のある児童等の受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を追加で配置する場合</p> <p>1,956,000 円</p>	局長通知の別紙に定める「障害児受入推進事業」に必要な経費
障害加配補助事業 (II)	<p>3 人以上の障害のある児童等の受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を障害加配補助事業 (I) の配置に加えて配置する場合</p> <p>1,956,000 円</p>	局長通知の別紙に定める「障害児受入強化推進事業」に必要な経費
賃借料補助事業	<p>3,066,000 円</p>	局長通知の別紙に定める「放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助）」の実施に必要な経費
送迎費補助事業	<p>507,000 円</p>	局長通知の別紙に定める「放課後児童クラブ送迎支援事業」の実施に必要な経費
保育料減免補助事業	<p>$(\text{徴収すべき保育料の金額}) - (\text{減免された保育料の金額}) \text{ 円}$</p>	

※利用児童数に応じて補助金額は異なる

※補助金支出の流れは、4月1日の利用児童数に応じて補助額を算出し4回に分割して概算払いにより交付する。

※補助額は、補助基準額に見直しがあれば変動することがある。また10人未満の利用児童数となる補助対象施設の補助金支給については、所管省庁の長との事前協議成立が前提となるため、補助金の交付の取りやめまたは減額される場合があることを留意すること。

※利用児童の減免による保育料の減額分については、補助する（利用児童の滞納による保育料の減額分については補助しない）。

※「基本運営補助事業 ウ 平日長時間開所加算額」については、通常の授業日においては要件を満たす日が年間ほぼ皆無で交付実績はこれまで無い。

※「送迎費補助事業」については、授業終了後の小学校から民設放課後児童クラブに移動する際に、児童の安全・安心を確保するため、児童への付き添いや、バス等による送迎を行う場合の人件費や車両の燃料費の補助を行うものである（登所時送迎のみ対象）。

例) 児童の数 30名 運営経費 10,000,000円

開所日数加算 722,000円 長期休暇加算 366,000円の場合

10,000,000

$(4,672,000 - (36 - 30) \times 26,000) + 2,000,000 + 722,000 + 366,000 = \underline{7,604,000}$

少ない方の金額 補助額 7,604,000円

イ 利用児童数の定義

本補助金内で記載されている児童の数とは、育成センターと同じ入所条件を満たしている毎月1日時点の利用児童数のことをいう。

ウ 運営等事業費補助金の交付対象の時間帯について

小学校の授業日と休業日における交付対象の時間帯は下記のとおりである。

◆小学校の授業日

	放課後 14:00～	～	19:00	20:00
公設民営 (育成センター)		14時～19時 補助対象		
民設民営 (民設放課後児童クラブ)		14時～19時 補助対象	自主事業	

※放課後の14時は平均的な開所時間を記載。給食の無い日等状況によって開所時間を前後させる必要あり。

※19時から自主事業が可能（開所時間中に自主事業を実施する場合は保育室以外で行うこと）。

◆小学校の休業日（日曜・祝日・年末年始除く）

	7:00	8:00～	～	17:00	20:00
公設民営 (育成センター)			8時～17時 補助対象		
民設民営 (民設放課後児童クラブ)		自主事業	8時～17時 補助対象	自主事業	

※土曜日は17時まで補助対象。17時から自主事業が可能（開所時間中に自主事業を実施する場合は保育室以外で行うこと）

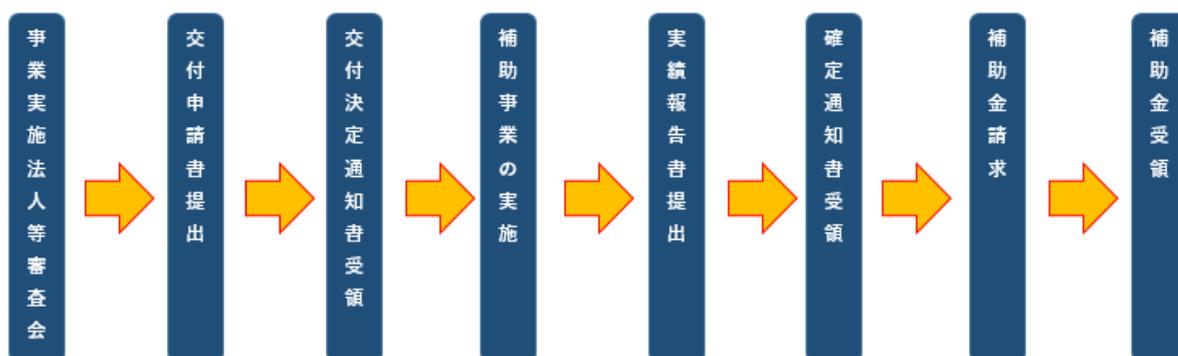
エ 運営等事業費補助における注意事項

- (ア) 事業開始時には、児童福祉法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の2第1項の規定に基づき届出を行うこと。
- (イ) 年度当初に交付決定された基準額の基礎となる児童の数や開所日数等については、年平均の実際の児童の数や実際の開所日数等の実績が下回った場合、補助金の返還が生じる場合がある（その他の項目の補助事業についても同様とする）。
- (ウ) 補助金の交付申請は、原則4月1日時点での児童の数で提出すること。
- (エ) 補助金の交付については、毎年度交付・不交付の決定をする。

(4) 補助金交付における注意事項（共通事項）

- ア 収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類を整備し、補助事業等完了後の翌年から5年間保存保管しておくこと。
- イ 補助金交付に係る書類等の提出は遅滞なく行うこと。
- ウ 補助金交付の該当事項に対して監査を受けること（随時現地調査を行う場合もあり）。
- エ 補助事業に関する重要事項について西宮市の意見が反映される仕組みとなっていること。
- オ 各法人（社会福祉法人以外の法人を含む）の行う入札契約については、「社会福祉法人における入札等の取扱いについて」（平成29年3月29日雇児総発0329第1号・社援基発0329第1号・障企発0329第1号・老高発0329第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局高齢者支援課長連名通知）に準じた方法で行うこと等の各種条件がある。
（改修工事が250万円を超える場合、原則、3者見積を徴取しなければならない等）
- カ 補助額は、対象経費と補助基準額を比較して少ない方の金額になる。
- キ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない（返還の期限は、当該返還命令のなされた日から20日以内とする）。
- ク A 民設放課後児童クラブ施設整備事業費補助金は整備完了後、B 民設放課後児童クラブ運営等事業費補助金は年度終了後、各月の利用児童数実績等に応じて補助金の確定を行い、精算を行う。なお補助金交付済額と補助金確定額を比較し、補助金交付済額が補助金確定額を上回る場合は、返還を命じる。
- ケ 補助事業実施において申請等に虚偽があった場合は、補助金は全額返還しなければならない。

(5) 施設整備事業費補助金交付手続きのフロー



※審査の結果、補助金の交付条件に該当しない場合は、補助金の交付はできない

※補助事業の実施とは、施設の改修、備品の購入のこと

※補助事業の実施に際しては、着工5日以内に、工事進捗状況については毎月末の状況を報告すること

ア 提出書類

(ア) 交付申請時

- ・施設整備事業費補助金交付申請書
- ・施設整備事業計画書
- ・整備予定の建物の配置図
- ・建物の平面図
- ・部屋別の室名、用途及び面積が記載された書類
- ・初度備品購入リスト
- ・施設整備の見積書
- ・初度備品の見積書及び備品のカタログ等の写し
- ・建物の賃貸借契約書の写し
- ・施設整備前の写真
- ・その他西宮市長が必要と認める書類

(イ) 実績報告書（事業完了の日から30日以内または当該事業年度の末日のいずれか早い日まで）

- ・施設整備事業費補助金実績報告書
- ・施設整備事業報告書
- ・施設整備後の写真
- ・領収書の写し
- ・整備する施設に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の検査済証の写し（整備する施設が新築される場合に限る）
- ・整備する施設に係る建築基準法第8条第1項において読み替えて準用する同法第7条第1項の規定による工事完了の届出をしたことを証する書類の写し（整備する施設が用途の変更を伴う場合に限る）
- ・消防設備等の設置について、消防法（昭和23年法律第186号）第8条2の3第2項の検査及び同法第17条の3の2の検査を受けたことを証する書類の写し
- ・その他西宮市長が必要と認める書類

11 その他

- (1) 決定事業者は、本募集要項に記載した諸条件を遵守する他、施設の整備及び民設放課後児童クラブ運営にあたっては関係法令を遵守することはもとより、西宮市の指導に依ること。
- (2) 決定事業者は、近隣住民との連携、調整を十分に行うこと。施設の改修等を行う前に、決定事業者の責任において、近隣住民（特に隣接敷地の住民、自治会等）及び関係者に説明を行い、事業の趣旨に関して理解を得るように努めること。また、改修工事のスケジュールや工事車両の通行等についても十分に説明を行うこと。
- (3) 施設の改修等に係る諸手続きは、決定事業者が行うこと。
- (4) 事業計画の変更は原則として認めない。ただし、事前協議を行った上、真にやむを得ない理由があると認められる場合に限り、変更を認めるものとする。特に、令和6年4月1日の開所については厳守するものとし、事業者の責によらない理由を除き、原則として延期は認めない。
- (5) 西宮市は、決定事業者において、以下の場合、その決定を取り消すことができる。この場合、事業者は、すでに要した費用の弁済を求めるとはできない。
 - ア 本募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき。
 - イ 当初予定していた施設等の確保が困難になる等計画内容に大幅な変更が生じたとき。
 - ウ 予定していたスケジュールから大幅な遅れが生じたとき、あるいは事業実施の目処が立たなくなったとき。
 - エ その他の事情により、適切な民設放課後児童クラブの運営が困難と認めるとき。
- (6) 事業者決定後、事業実施を取りやめる場合は、必ず事前に協議の上、速やかに辞退届を提出すること。
- (7) 応募のために支出した費用等（補助対象候補施設の選定通知日から30日以内に賃貸借確約書等や地元住民等説明資料の提出が無かった場合に当該補助対象候補施設を選定から取り消した場合に生じた損害含む）については、西宮市は補償しないものとする。
- (8) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、西宮市情報公開条例に基づき公開することがある（非公開情報を除く）。
- (9) 応募にあたり質問がある場合は、「(様式 A) 質問書」に記入の上、下記「12 事務局（応募書類提出先等）」まで電子メールにて提出すること（提出は応募者が直接行うこと。コンサルタント等からの提出は不可とする）。ただし、審査内容や評価項目等に関する質問については回答できない。なお、質問内容及び回答は、西宮市が必要と判断した場合は、質問された応募者以外の応募者への周知等として、西宮市ホームページに掲載することがある。また、質問への回答内容については、本募集要項の追加または修正事項とする。
- (10) 募集期間中に応募者への連絡事項が生じた場合は、西宮市ホームページに掲載することがあるので、定期的に確認をすること。西宮市ホームページの掲載内容を確認しないことによる不利益については、一切責任を負わない。

12 事務局（応募書類提出先等）

【問合せ先・応募書類提出先】

西宮市こども支援局 子育て支援部 育成センター課

（西宮市役所本庁舎7階）

電 話：0798-35-3206

e-mail：vo_ikusei@nishi.or.jp

【質問受付期間】

令和5年6月12日（月）

～令和5年8月4日（金）午後5時30分

※e-mailにて「(様式A) 質問書」の提出を受け付けます。

窓口及び電話での口頭による質問は受け付けできません。

【応募受付期間】

令和5年8月21日（月）～令和5年8月31日（木）

（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く）

※応募書類は窓口及びe-mailにて提出（郵送、ファックスに

よる受付は行いません。詳細については（別紙1）を参照。

【参考】各関係法令の担当課等

○建築基準法関係

担当課：建築指導課 電話番号：0798-35-3918

住所：西宮市六湛寺町 8-28 西宮市役所第二庁舎 11 階

既存の建物を放課後児童健全育成事業で使用する場合は、用途等に応じて求められる基準へ適合させるために改修が必要になる場合があります。また、事業内容や地域によっては用途規制上、立地できない可能性もあるため、ご注意ください。その他、新築する場合には建築確認申請等が必要となりますので、必要な手続きについて、あらかじめご確認ください。

※建築士等の専門家にも併せてご相談されることをお勧めします

○消防用設備・消防法関係法令

担当：各地域の消防署の予防係

西宮市ホームページ内『町名別管轄消防署検索』で担当署の確認ができます。

(検索・ページ番号：37553816)

放課後児童クラブを新たに開設される場合は、その面積や建物収容人数等によって、消防法令に基づく所要の消防用設備等の設置や防火対象物使用開始届出書等の届出が必要になることがあります。建物全体への消防用設備等の設置が必要な場合もありますので、計画段階で必ずご確認ください。

○食品衛生法関係の基準確認・届出

担当課：保健所 食品衛生課 電話番号：0798-26-3668

住所：西宮市六湛寺町 10-3 西宮市役所 西館 1 階

放課後児童クラブで食事を提供する場合、提供形態や提供数によって保健所への届出が必要になることがあります。あらかじめご確認ください。

※事前に担当課へ電話連絡をした上で、ご相談をお願いします

○労働基準法関係

担当：西宮労働基準監督署 電話番号：0798-26-3733

住所：西宮市浜町 7-35 西宮地方合同庁舎

放課後児童クラブで労働者を雇用する場合、労働基準監督署への届出等が必要になることがあります。その他、必要となる手続きについてあらかじめご確認ください。